

# 「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」における検討結果について

## 危険物保安室

### 1 はじめに

昨今、危険物の輸送に係る物流の効率化、危険物情報の伝達、新たな輸送形態の扱いなどの危険物輸送に関する課題や要望が求められています。また、新型コロナウイルス感染症に伴う消毒用アルコールの需要の増加により、高濃度アルコールの運搬容器について平時と異なる取扱いを求める声も上がっています。

これらの状況を踏まえ、消防庁では「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」を開催し、次の項目について調査検討を行いました。

- (1) 国際輸送用コンテナに係る消防法上の手続きに関する簡素化に関する事項
- (2) コンテナに混載されている荷物に係る危険物情報の適切な伝達方法に関する事項
- (3) 海外製の特殊な容器、国連勧告や機械器具等における危険物の運搬に関する事項
- (4) 大規模物流倉庫や高層ラック式倉庫における危険物の貯蔵に係る留意事項のあり方に関する事項
- (5) 消毒用アルコールに係る緊急的な危険物輸送に関する事項

このうち、(3)及び(5)については令和3年度に検討を終えています。令和4年度は(1)、(2)及び(4)について引き続き検討を行い、先般、報告書を取りまとめ、令和4年12月8日に公表したので、このうち、主な検討結果について紹介します。

### 2 国際輸送用コンテナに係る消防法上の手続きに関する簡素化について

#### (1) 調査検討の背景

危険物の輸送に関わる関係業界団体等から、国際輸送用コンテナを用いた危険物輸送に関する手続きの効率化等の要望がなされています。

これらの課題に対し、当庁はこれまで通知を発出し、一般の危険物施設等における手続きに比して簡素化を

図ってききましたが、港湾地区における物流の手続きについて、更なる迅速化に対応し、国際間の流通の一層の円滑化を図る観点から、新たな国際輸送用コンテナに係る消防法上の手続きの更なる簡素化の運用について検討を行いました。

なお、タンクコンテナをはじめ、国際輸送用コンテナを使用して危険物を輸送する際に必要となる主な消防法上の手続きは図1のとおりです。

#### (2) ヒアリング調査

国際輸送用コンテナの流通量が多い港湾地区を管轄する消防本部及び国際輸送用コンテナを取り扱う事業者で構成される事業者団体に対し、消防法で規定する国際輸送用コンテナに係る申請及び資料提出等の状況についてヒアリング調査を実施したところ、仮貯蔵の繰り返し承認申請や、屋外貯蔵所での危険物容器を収納したドライコンテナによる貯蔵等の課題が得られ、これらについて検討を行ったものです。

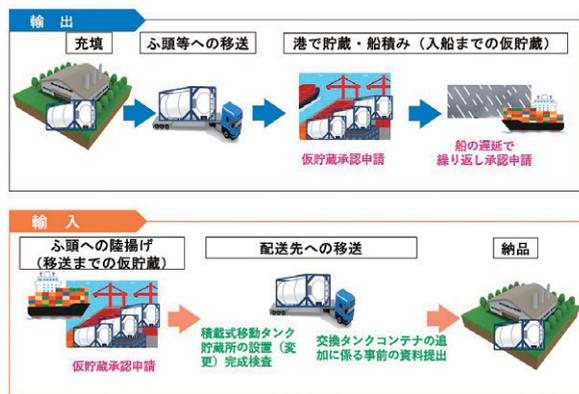


図1 国際輸送用コンテナを使用して危険物を輸送する際に必要となる主な消防法上の手続き

#### (3) 仮貯蔵の繰り返し承認申請

##### ア 課題等について

危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請書は、指定数量以上の危険物を、許可を受けた製造所、貯蔵所、取扱所以外の場所で10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合に必要な申請です。従来、コンテナ船によ

る国際海上輸送は、船舶の入船が週に1回程度確保されており、特定の船舶の入船が遅延した場合でも、翌週に入船し同一又は類似する航路を航行する船舶に船積みすることで、10日間の承認期間中に仮貯蔵が終了することがほとんどでしたが、新型コロナウイルス感染症の流行に起因する国際物流の混乱を受け、10日間の承認期間中の船積みが困難となり、仮貯蔵の繰り返し承認が必要となる事例が発生していました。

タンクコンテナの仮貯蔵の繰り返し承認申請については、「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」（平成4年6月18日付け消防危第52号。以下「52号通知」という。）において、自然災害や事故等のやむを得ない理由によって同一の場所で仮貯蔵を継続する必要が生じた場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できることとしています。

#### イ 調査検討結果

調査をした結果、52号通知に掲げる対策が講じられているものについては、新型コロナウイルスの感染拡大により船員の確保ができない等、船側の不測の事由は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるやむを得ない事由と同視しうると考えられることから、繰り返し承認の条件に、事業者の責によらないやむを得ない事情によることを追加することが適当であるとされました。

これを受けて、当庁では「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について（通知）」の改正について」（令和4年12月13日付け消防危第275号）を発出し、52号通知の改正を行いました。

#### (4) 屋外貯蔵所での危険物容器を収納したドライコンテナによる貯蔵

##### ア 課題について

危険物を収納した容器を収納したドライコンテナは、輸出入あるいはコンテナの種類を問わず、船社・ふ頭管理事業者からふ頭に保管可能な期間を厳しく制限されています。また、ドライコンテナの多くは輸送行程の途中でコンテナを解錠できないため、ドライコンテナに危険物容器を収納した状態で一時貯蔵が必要となります。

このため、ドライコンテナに危険物を搬入、あるいは搬出する事業者の拠点では、搬出入作業が船舶の入船日程に左右されるほか、ふ頭から事業者の拠点までドライコンテナを運搬するトレーラーも物流業界の人手不足から手配が難しくなっており、事業者の拠点では計画的な作業実施が困難な状況が発生しています。

このような状況から、事業者の作業負荷の軽減を図るため、屋外貯蔵所の活用について検討しました。

#### イ 調査検討結果

ドライコンテナに危険物容器を収納した状態における屋外貯蔵については、過去、通知によりコンテナに危険物を収納した容器を収納した状態で屋外貯蔵所に貯蔵することはできないと見解を示していました。

また、ふ頭等の危険物を収納したドライコンテナに関しては、輸送行程上の制限から安易にドライコンテナを解錠することができないため、その中で人が作業をすることはしないものの、ドライコンテナの外側からその危険物情報を把握することは困難となります。

このことから、危険物容器を収納したドライコンテナを用いた貯蔵に関しては、容器とドライコンテナにより二重になっていることから安全性については問題ないため、輸送行程上の制限から安易に解錠できないドライコンテナについては、ドライコンテナの外側の見やすい位置に、収納されている危険物に関する情報を表示した場合については、屋外貯蔵所等へドライコンテナを用いて貯蔵することができるようにすることが適当とされました。

これを受けて、当庁では「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」（令和4年12月13日付け消防危第283号）を発出しました。

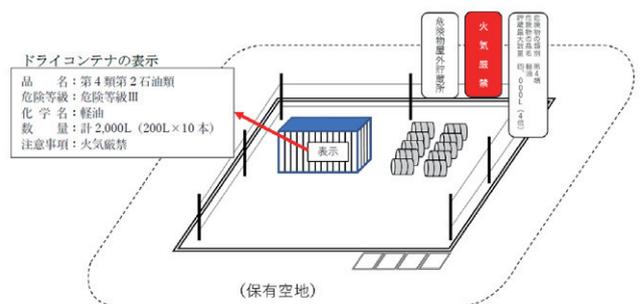


図2 屋外貯蔵所でのドライコンテナによる貯蔵のイメージとコンテナの表示例

### 3 大規模物流倉庫や高層ラック式倉庫における危険物の貯蔵に係る留意事項のあり方について

#### (1) 調査検討の背景

屋内貯蔵所に設ける架台については、危険物の規制に関する規則第16条の2の2第1項第1号に「架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な基礎に固定すること」とされています。また、「危険物施設の消火設備、

屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について（平成8年10月15日付け消防危第125号、以下「125号通知」という。）により耐震対策等について通知しており、固定式のを前提に技術基準が定められていますが、全国消防長会危険物委員会から、移動式架台の設置に係る留意事項について見解を示してほしいとの要望がありました。

移動式架台については、既に複数の消防本部管内において設置事例があり、様々な対応がなされているものと考えられることから、移動式架台を設置している屋内貯蔵所の所在地を管轄する消防本部に対し、移動式架台の設置等に係る審査及び許可等の状況をヒアリング調査し、屋内貯蔵所における移動式架台の設置に係る留意事項等を取りまとめることとしました。

(2) ヒアリング調査及び結果

審査状況及び設置状況を調査するため、設置事例のある消防本部に対し、審査内容等に関しヒアリング調査を実施しました。

ヒアリング調査の結果、移動式架台の安全装置については調査した全ての移動式架台について安全装置（自動停止センサーや柵の非常停止装置など）が設けられていること、移動式架台の固定状況については走行レール上を車輪が動くために架台本体は床に物理的に固定されておらず、走行レール及び車輪に物理的ブレーキは設けられていないことなどが確認できました。

(3) 調査検討結果

移動式架台の設置事例に係るヒアリング調査等の結果、調査をした移動式架台は堅固な基礎に固定される固定式架台と異なり、固定されたレール上を架台本体が移動する方式で転倒防止対策がとられており、構造計算により堅固な基礎に固定されたものと同等と判断されたものであったことがわかりました。この調査結果を踏まえ、「堅固な基礎に固定する」と同等以上とみなす場合を整理し、統一的な運用方法を示すことが適当であるとされました。

「堅固な基礎に固定する」と同等以上であるとみなす場合の例としては、「移動式架台同士を結合して一体的に固定する方法」、「移動式架台の車輪にストッパーを設ける方法」などがあげられました。

なお、移動式架台についても、従来から活用されている125号通知における屋内貯蔵所の架台の耐震対策を講じる必要があるとされました。

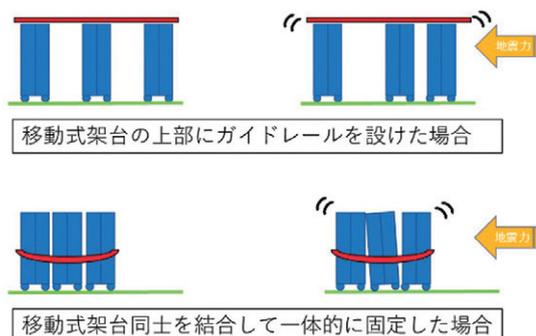


図3 固定することと同等以上であるとみなす場合の例

4 おわりに

(1) 今回ご紹介した検討結果の詳細については、以下のホームページ「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の調査検討報告書」からご確認いただけます。

[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/post-123/01/houkokusho.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-123/01/houkokusho.pdf)

(2) 検討結果を受けた関係法令等の改正準備については現在進めているところですが、検討結果を受け発出している通知や過去の通知については以下からご確認いただけます。

- ・「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について（通知）」の改正について（令和4年12月13日付け消防危第275号）

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20221213\\_ki275.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20221213_ki275.pdf)

- ・ドライコンテナによる危険物の貯蔵について（令和4年12月13日付け消防危第283号）

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20221213\\_ki283.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20221213_ki283.pdf)

- ・危険物輸送時における発注者（荷主）を主体とした関係事業者間の情報共有について（令和4年12月13日付け消防危第277号）

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/221213\\_kiho\\_277.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/221213_kiho_277.pdf)

- ・危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について（平成8年10月15日付け消防危第125号）

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/assets/081015ki125.pdf>

問合せ先  
消防庁危険物保安室  
TEL: 03-5253-7524